

審議会等における女性委員割合の調査結果について

1 目標値

「第4期館山市男女共同参画推進プラン（中間見直し版）」目標値

女性委員割合 35% 以上

2 調査結果

令和8年4月1日現在 29.47%（対前年1.47ポイント増）

- ・ 女性委員数は、委員総数509名中 150名 です。
- ・ 調査日時点で委員を委嘱している40審議会等ごとの評価は、次のとおりです。

Aランク（35%以上）	16
Bランク（20%～35%未満）	9
Cランク（10%～20%未満）	8
Dランク（0.1%～10%未満）	4
Eランク（0%）	3

- ・ 会長または副会長が女性の審議会等の割合
25.00%（対前年4.49ポイント増）

3 コメント

各部局の委員改選にあたり、女性の積極的な推薦を依頼しておりますが、推薦元となる団体の代表や構成員が男性中心であるため、結果として男性の推薦が多くなるという構造的な課題があります。

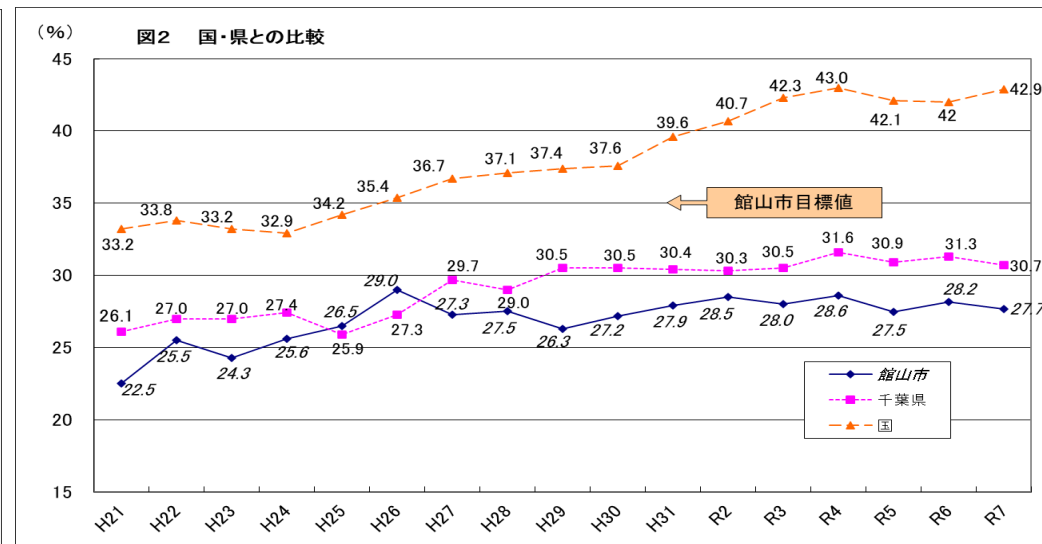
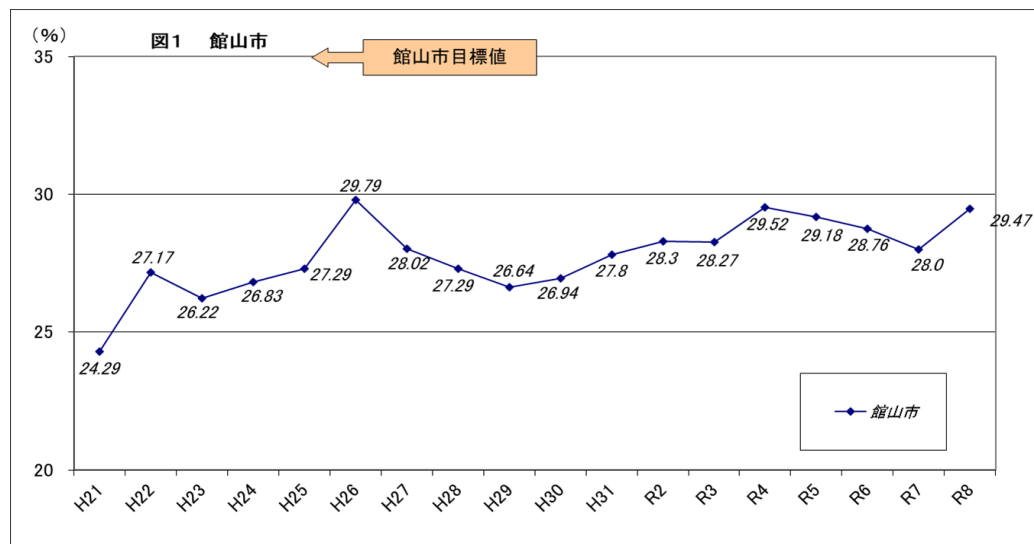
固定的な性別や役職の役割分担にとらわれず、誰もが能力を発揮できる環境づくりのためにも、今後は「公募委員のさらなる拡充」や「充て職」による推薦委員の基準を見直すといった具体的な方策を継続していく必要があります。

審議会等における女性委員割合の推移

令和 8 年 4 月 1 日現在の女性委員割合： 29.47%（令和 7 年：28.00%） 前年対比+1.47%

【理由】

各課とも、委嘱替えのタイミングで、積極的に女性委員の登用を働きかけていますが、人手不足や、専門知識及び経験を重視する場合、女性の適任者を見つけられない審議会等があります。（※女性登用の取組については、別紙参照）



【注】

図1のデータは、4月1日現在館山市において委嘱されていた審議会等全てを対象として調査したものです。

図2で比較している館山市のデータは、4月1日現在委嘱されている審議会等のうち、法令・条例に基づいて設置されている審議会等についてのみを調査対象としたデータなので、両者は一致しません。

【注】

国・県・市町村で、それぞれ調査基準日・調査対象審議会等には相違があります。（※表示の数値は、小数点第1位で四捨五入）

	審議会等名	地自法 第202条の3	設置根拠	担当課	担当者名	R7.4.1現在				R8.4.1現在				現委員の 任期	会長が 女性で ある	副会長 （職務 代行 者）が 女性で ある	令和7年度における 女性登用のための 取組と成果	「B～E評価」または 「いずれかの性別が35%未満」 の理由 ※『充て職だから』は理由となら ない	令和8年度における 女性委員登用のための 積極的取組（予定含む）
						委員数	うち 女性	女性 割合	評価	委員数	うち 女性	女性 割合	評価						
1	館山市図書館協議会	該当(法)	図書館法第14条	図書館		8	5	62.50%	A	8	6	75.00%	A	R7.6.1～ R9.5.31	×	×	改選にあたり、女性委員の登用に努 め、目標値を達成した。		非改選の年度の為、特に取り組みな し。
2	館山市子ども・子育て会議	該当（法）	子ども・子育て支援法第77条第 1項	こども家庭センター		0	0	-----	--	15	11	73.33%	A	R7.7.1～ R9.3.31	×	○	女性委員の登用に積極的に取り組み、 男女のバランスに配慮した。		非改選の年度のため、特に取組なし。
3	館山市教育支援委員会	非該当	市教育支援委員会規約	教育総務課		16	12	75.00%	A	14	10	71.43%	A	R8.4.1～ R9.3.31	○	×	特別支援担当教諭等に女性が多いこと から、必然的に多数となった。		
4	館山市地区公民館運営審議会	該当（法）	社会教育法第29条	生涯学習課		20	12	60.00%	A	20	12	60.00%	A	R6.6.1～ R8.5.31	×	×	任期中のため、特になし	—	新たに委員を委嘱する際は、女性の適 格者を積極的に推薦するよう、関係機 関に依頼する。
5	館山市民生委員推薦会	該当	民生委員法第5条	社会福祉課		7	2	28.57%	B	7	4	57.14%	A	R5.8.1～ R8.7.31	○	×	非改選の年度のため、特に取組なし。		改選、任期途中での委員交代等、新た に委員を指名する際は、女性の積極的 な推薦を関係機関に依頼する。
6	館山市コーラル会議	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	地域づくり課		10	5	50.00%	A	10	5	50.00%	A	R7.4.1～ R9.3.31	×	○	任期中のため、特になし。		任期満了後、新たに委員を委嘱する場 合に備え、日頃から女性の適格者の情 報を集めておく。
7	館山市中央公民館運営審議会	該当（法）	社会教育法第29条	生涯学習課		10	5	50.00%	A	10	5	50.00%	A	R6.6.1～ R8.5.31	×	○	任期中のため、特になし	—	新たに委員を委嘱する際は、女性の適 格者を積極的に推薦するよう、関係機 関に依頼する。
8	館山市都市計画審議会	該当（法）	都市計画法第77条の2	都市計画課		15	7	46.67%	A	15	7	46.67%	A	R6.8.11～ R8.8.10	×	○	任期中のため特に無し。	—	委嘱替えの際に団体推薦について女性 の適任者を積極的に推薦するよう働き かけを行う。
9	館山市介護認定審査会	該当（法）	介護保険法第14条	高齢者福祉課		25	11	44.00%	A	25	11	44.00%	A	R6.4.1～ R9.3.31	×	×	関係団体からの委員推薦依頼に当た り、女性委員の推薦を働きかけた。	—	委員に欠員が生じた場合には、引き続 き、各関係団体に女性委員の推薦をお 願いする。
10	館山市要保護児童対策地域協議会	該当（法）	児童福祉法第25条の2	こども家庭センター		20	8	40.00%	A	21	9	42.86%	A	任期は特に 定めていな い。	×	×	女性委員の登用に積極的に取り組み、 男女のバランスに配慮した。		女性委員の登用に積極的に取り組み、 男女のバランスに配慮していく。
11	館山市いじめ問題対策連絡協議会	非該当	いじめ防止対策推進法第14条 （※調停・審査・審議・調査などが協議会 の趣旨として、法・条例に定められていな いため、地自法202条の3非該当扱い）	教育総務課		21	5	23.81%	B	19	8	42.11%	A	R8.4.1～ R9.3.31	×	×	委員のうち各小中学校の代表者は、校 長が男性であっても、教頭が女性の場合、 教頭に委員を依頼した。		委員のうち各小中学校の代表者は、校 長が男性であっても、教頭が女性の場合、 教頭に委員を依頼する。
12	館山市学校給食センター運営委員会	該当（条例）	市学校給食センターの設置及び管 理に関する条例第5条	学校給食セ ンター		12	5	41.67%	A	12	5	41.67%	A	R6.7.1～ R8.6.30	×	×	任期中のため特段の取組なし。		新たに委員を指名する際は、女性の適 格者を積極的に推薦するよう、関係機 関に依頼する。
13	館山市特別職報酬等審議会	該当（条例）	市特別職報酬等審議会条例第2条	総務課		5	2	40.00%	A	5	2	40.00%	A	R7.9.1～ R9.8.31	×	×	審議会の目的の達成を最優先としつ つ、積極的に女性の登用にに向けた人選 を行った。	—	審議会の目的の達成を最優先としつ つ、積極的に女性の登用にに向けた人選 を行いたい。
14	館山市市営住宅入居選考委員会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	建築施設課		5	2	40.00%	A	5	2	40.00%	A	R7.6.1～ R9.5.31	×	副会長の役職 無し	女性委員の割合が35%を上回ってい るため特に取り組みを行っていない。	-	任期中のため特になし。
15	館山市立博物館協議会	該当（法）	博物館法第20条	博物館		5	2	40.00%	A	5	2	40.00%	A	R6.7.1～ R8.6.30	×	×	H27年度以降、女性委員を2名登用 している。 R6年度も引き続き、比率が35%以 上になるよう選任した。	—	引き続き、女性委員を選出してもらえ るよう、関係団体に依頼する。
16	館山市環境審議会	該当（法）	環境基本法第44条	環境課		11	6	54.55%	A	11	4	36.36%	A	R7.7.1～ R9.6.30	×	×	関係団体からの委員推薦依頼にあた り、女性委員の推薦を働きかけた。	—	—
17	館山市スポーツ推進審議会	該当（法）	スポーツ基本法第31条 （旧：スポーツ振興法第18条）	スポーツ課		9	3	33.33%	B	9	3	33.33%	B	R7.6.1～ R9.5.31	×	○	関係団体からの委員推薦依頼に当た り、女性委員の推薦を働きかけた。	委員推薦にあたり、各関係機関へ女性 の積極的な推薦を依頼したが、結果と して女性割合の向上につながらなかっ た。	任期中のため特になし。

	審議会等名	地自法 第202条の3	設置根拠	担当課	担当者名	R7.4.1現在				R8.4.1現在				現委員の 任　　期	会長が 女性で ある	副会長 （職務 代行 者）が 女性で ある	令和7年度における 女性登用のための 取組と成果	「B～E評価」または 「いずれかの性別が35%未満」 の理由 ※『充て職だから』は理由となら ない	令和8年度における 女性委員登用のための 積極的取組（予定含む）
						委員数	うち 女性	女性 割合	評価	委員数	うち 女性	女性 割合	評価						
18	館山市青少年問題協議会	該当（法）	地方青少年問題協議会法第1条	生涯学習課		20	5	25.00%	B	21	7	33.33%	B	R7.10.1～ R9.9.30	×	×	関係団体からの委員推薦依頼に当 たり、女性委員の推薦を働きかけた。	委員推薦にあたり、各関係機関へ女性 の積極的な推薦を依頼したが、結果と して女性の割合が低くなった。	新たに委員を委嘱する際は、女性の適 格者を積極的に推薦するよう、関係機 関に依頼する。
19	館山市交通対策審議委員会	該当（法）	交通安全対策基本法第18条	危機管理課		8	2	25.00%	B	8	2	25.00%	B	R7.7.1～ R9.6.30	×	×	任期中のため特段の取組なし。	交通安全に関する専門知識や情報を基 に協議検討をしていただくが、委員を 関係団体へ推薦依頼しているため、適 任者がその団体の代表や役員などの役 職者であり、その多くが男性であるた めに、結果として男性が推薦されてく る。	女性の適格者を積極的に推薦するよ う、関係機関に依頼する。
20	館山市予防接種健康被害調査会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	健康課		4	1	25.00%	B	4	1	25.00%	B	R8.4.1～ R10.3.31	○	×	安房医師会については、事前に本人に 了解を得てから推薦を依頼した。	設置条例で委員構成を定めており、4 人中の2人が充て職、残りが安房医師 会と千葉県からの推薦によるため、女 性委員の推薦が少ない。	特になし。
21	館山市老人ホーム入所判定委員会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	高齢者福祉課		4	2	50.00%	A	4	1	25.00%	B	R7.4.1～ R9.3.31	×	×	関係団体からの委員推薦依頼に当 たり、女性委員の推薦を働きかけた。	委員は各団体から推薦いただいてお り、市では「女性委員の推薦の働きか け」しかできないため。	委員に欠員が生じた場合には、引き続 き、各関係団体に女性委員の推薦をお 願いする。
22	館山市社会教育委員会議	該当（法）	社会教育法第15条、17条	生涯学習課		12	3	25.00%	B	12	3	25.00%	B	R6.6.1～ R8.5.31	×	×	任期中のため、特になし	委員推薦にあたり、各関係機関へ女性 の積極的な推薦を依頼したが、結果と して女性の割合が低くなった。	新たに委員を委嘱する際は、女性の適 格者を積極的に推薦するよう、関係機 関に依頼する。
23	館山市国民健康保険事業の運営に 関する協議会	該当（法）	国民健康保険法第11条第2項	市民課		15	4	26.67%	B	13	3	23.08%	B	R7.1.1～ R9.12.31	×	×	委員の改選にあたり新たに委嘱をする 場合は男女のバランスを考慮し、引き 続き女性委員の登用に配慮する。 女性委員が1名欠員となったため、女 性割合が低下した。	保険医を代表する委員においては男性 が多いため、全体でも男性の割合が高 くなる。	欠員となっている委員1名について、 引き続き女性委員を登用したい。
24	館山市障害者介護給付費等審査会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	社会福祉課		9	2	22.22%	B	9	2	22.22%	B	R7.4.1～ R9.3.31	×	×	各団体に、女性委員の積極的な推薦を 依頼したが引き受け手がない状況 で、再選の状況であった。	推薦依頼団体より、目標値超となる女 性の推薦が得られなかった。	非改選の年度のため、特に取組なし。
25	館山市総合計画審議会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	企画課		21	6	28.57%	B	19	4	21.05%	B	R6.7.25～ R8.7.24	×	×	任期満了に伴う委嘱替えがあり、可能 な限り女性委員の推薦を依頼した。4 月2日以降の委嘱により、女性委員が 2名増となっている。	公募委員に女性を登用したが関係機関 から女性委員の推薦が少なかった。	任期途中での委員交代等、新たに委員 を指名する際は、女性の適格者を積極 的に推薦するよう関係機関に依頼す る。
26	館山市農政審議会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	農水産課		13	2	15.38%	C	13	2	15.38%	C	R7.5.1～ R9.4.30	×	×	委員の改選にあたり、女性委員の登用 について促したが、女性の登用につ がらなかった。	団体推薦依頼については、女性委員の 推薦を促しているが、女性の登用につ がらなかった。	任期満了に伴う委員の改選にあたり、 団体推薦については引き続き女性の積 極的な登用を促す。
27	館山市行財政改革委員会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	行革財政課		7	1	14.29%	C	7	1	14.29%	C	R6.7～ R8.7	×	×	令和7年度中は任期中（改選なし）の ため、取組及び成果はなし。	委員会の議論で必要となる分野の人材 に声をかけ、結果としてこの割合と なった。	任期満了に伴う委員の改選にあたり、 団体推薦については引き続き女性の積 極的な登用を促す。
28	館山市下水道事業審議会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	下水道課		14	2	14.29%	C	14	2	14.29%	C	R6.8.28～ R8.8.27	－	－	特になし	設置条例により、公共下水道供用開始 区域の住民代表の他、関係行政機関、 産業関係者、市議会議員に委嘱して いる。	新たに委員を指名する際は、女性の適 格者を積極的に推薦するよう、関係機 関に依頼する。
29	館山市文化財審議会	該当（法）	文化財保護法第190条	博物館		7	1	14.29%	C	7	1	14.29%	C	R6.6.1～ R8.5.31	×	×	現在は任期中のため、次回の委嘱時 における女性候補者の情報収集に努め た。	文化財審議会委員は各専門分野の研究 者等を委嘱しており、結果として女性 の割合が低くなった。	関係者等から候補者の情報収集に努め る。
30	館山市地域公共交通会議	該当（法）	道路運送法第9条第4項	都市計画課		29	5	17.24%	C	29	4	13.79%	C	R7.8.1～ R9.7.31	×	×	委嘱替えの機会に女性委員の推薦を依 頼したが、結果として女性委員の就任 が少ない結果になってしまった。	会議の性質上、委員は各組織の代表者 で構成せざるを得ず、代表者の女性割 合が会議の女性割合に依存する。	新たに委員を指名する際は、女性の適 格者を積極的に推薦するよう、関係機 関に依頼する。
31	館山市防災会議	該当（法）	災害対策基本法第16条第1項	危機管理課		34	5	14.71%	C	34	4	11.76%	C	任期の定め 無し	×	×	引き続き女性委員の割合を上げていけ るように取り組む	防災関係機関等で構成されている。委 員は、関係機関の長が指名する者に対 して市長が委嘱するものであるため、 適任者が男性になることが多いため。	新たに委員を指名する際は、女性の適 格者を積極的に推薦するよう、関係機 関に依頼する。
32	館山市地域包括支援センター運営 協議会	非該当	市地域包括支援センター運営協議 会設置要綱	高齢者福祉課		10	1	10.00%	C	10	1	10.00%	C	R6.4.1～ R9.3.31	×	×	関係団体からの委員推薦依頼に当 たり、女性委員の推薦を働きかけた。	委員は各団体から推薦いただいてお り、市では「女性委員の推薦の働きか け」しかできないため。	委員に欠員が生じた場合には、引き続 き、各関係団体に女性委員の推薦をお 願いする。
33	館山市景観審議会	該当（条例）	館山市景観条例第27条	都市計画課		10	1	10.00%	C	10	1	10.00%	C	R7.11.1～ R9.10.31	○	×	委嘱替えの際に団体推薦について女性 の適任者を積極的に推薦するよう働き かけを行った。	団体推薦枠に女性委員の推薦が無かっ たため。	任期中のため特に無し。
34	館山市消防委員会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	危機管理課		12	1	8.33%	D	12	1	8.33%	D	R7.7.1～ R9.6.30	×	×	引き続き女性委員の割合を上げていけ るように取り組む	消防団に関する事項を協議検討するに あたり、その特殊性から有識者の多く が男性であるため。	新たに委員を委嘱する際は、女性の適 格者を積極的に推薦するよう、関係団 体に依頼する。

	審議会等名	地自法 第202条の3	設置根拠	担当課	担当者名	R7.4.1現在				R8.4.1現在				現委員の 任 期	会長が 女性で ある	副会長 （職務 代行 者）が 女性で ある	令和7年度における 女性登用のための 取組と成果	「B～E評価」または 「いずれかの性別が35%未満」 の理由 ※『充て職だから』は理由となら ない	令和8年度における 女性委員登用のための 積極的取組（予定含む）
						委員数	うち 女性	女性 割合	評価	委員数	うち 女性	女性 割合	評価						
35	館山市観光事業審議会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	観光みなと課		12	1	8.33%	D	12	1	8.33%	D	R7.1.1～ R8.1 2.31	×	×	審議会開催のため、12名の委員を委 嘱。専門知識を有する女性委員1名を 登用。	専門的知識を有する女性委員の推薦を 促しているが、各団体の代表者に男性 が多く、女性の登用につながらまかつ た。	任期中のため特になし。
36	館山市空家等対策計画協議会	非該当	館山市空家等対策計画協議会設置 要綱	建築施設課		12	1	8.33%	D	12	1	8.33%	D	R7.4.1～ R9.3.31	×	○	任期中のため特になし。	各関係団体への推薦依頼については、 女性委員の推薦を促しているが、男性 会員が多い団体が多く、結果として女 性委員の登用につながらなかった。	今年度末の任期満了に伴う委員の改選 にあたり、各関係団体への推薦につい ては引き続き女性の積極的な登用を促 す。
37	館山市国民保護協議会	該当（法）	武力攻撃事態等における国民の保 護のための措置に関する法律第 39条	危機管理課		36	2	5.56%	D	36	2	5.56%	D	R6.8.1～ R8.7.31	×	×	引き続き女性委員の割合を上げていけ るように取り組む	国民保護という特殊性から限られた関 係機関となっている。関係機関に女性 の登用がなく、必然的に女性の割合が 低くなる。	新たに委員を指名する際は、女性の適 格者を積極的に推薦するよう、関係機 関に依頼する。
38	館山市情報公開・個人情報保護審 議会	該当（条例）	市情報公開条例第34条	総務課		5	0	0.00%	E	5	0	0.00%	E	R6.10.1～ R8.9.30	×	×	非改選の年度のため、特に取組なし。	審議会の性質上、専門知識と経験が求 められ、女性の適任者を見出すことが 難しい。	審議会の目的の達成を最優先としつ つ、女性委員の登用に向けて人選を行 いたい。
39	館山市情報公開・個人情報保護審 査会	該当（条例）	市情報公開条例第22条	総務課		3	0	0.00%	E	3	0	0.00%	E	R6.10.1～ R8.9.30	×	×	非改選の年度のため、特に取組なし。	審議会の性質上、専門知識と経験が求 められ、女性の適任者を見出すことが 難しい。	審議会の目的の達成を最優先としつ つ、女性委員の登用に向けて人選を行 いたい。
40	館山市農業経営改善計画認定協議 会	非該当	市農業経営改善計画認定協議会設 置要領	農水産課		4	0	0.00%	E	4	0	0.00%	E	任期の定め 無し	×	×	農業経営に関する専門的知識を有する 関係機関の所属長を構成員（審査員） として設置要綱で規定していることが ら女性の登用は難しかった。	農業経営に関する専門的知識を有する 関係機関の所属長を委員として設置要 綱で規定しており女性登用は困難。	農業経営に関する専門的知識を有し、 経営に関する助言等が可能な人選状況 ができれば要綱改正等含めて検討す る。
合 計						500	140	28.00%	B	509	150	29.47%	B		4	6			
地方自治法第202条の3該当のみ						437	121	27.69%	B	450	130	28.89%	B						